



埼玉県報

第 674 号
令和 7 年(2025 年)
12 月 2 日
火曜日

目 次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除（水環境課）
- ふるさとの緑の景観地の区域の拡張の案の縦覧（みどり自然課）
- 杉戸町東武動物公園駅東口通り線沿道整備土地区画整理事業の事業計画変更（第 2 回）の認可（市街地整備課）
- 国道 254 号バイパスふじみ野地区土地区画整理組合の定款の変更（市街地整備課）
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告（建築安全課）
- 毛呂山・越生都市計画下水道の変更の案の縦覧（下水道事業課）
- 利根川右岸流域下水道汚泥（脱水ケーキ・しさ）収集運搬業務委託に関する入札公告（下水道事業課）

告 示

埼玉県告示第八百九十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年十二月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

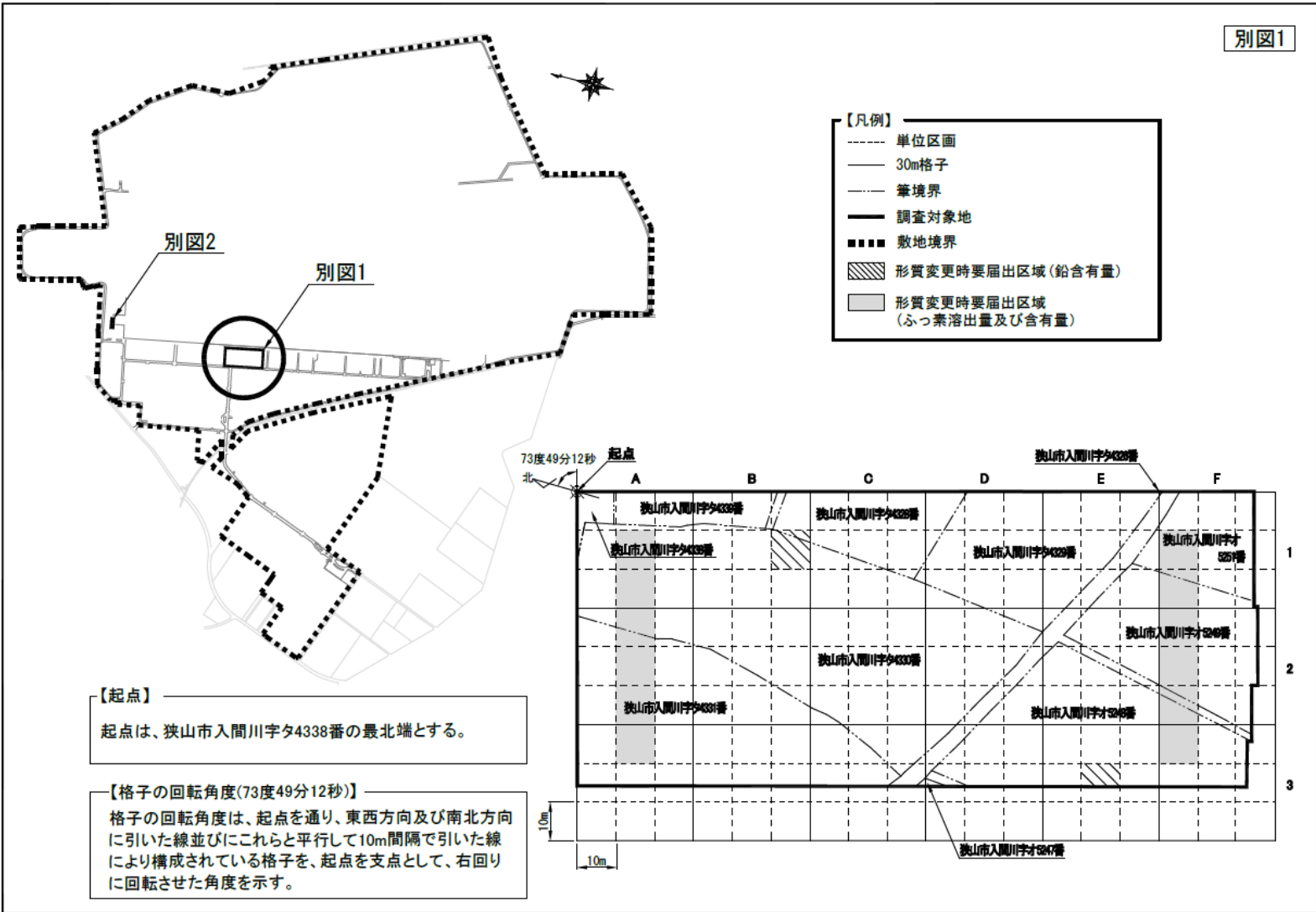
一 形質変更時要届出区域

別図一（埼玉県狭山市入間川字タ四千三百二十八番の一部、四千三百三十番の一部、四千三百三十一番の一部、字オ五千二百四十八番の一部、五千二百四十八番と五千二百四十九番に挟まれる道路敷の一部、五千二百四十九番の一部及び五千二百五十一番の一部）及び別図二（埼玉県狭山市入間川字レ四千三百九十九番の一部及び四千四百番の一部）のとおり

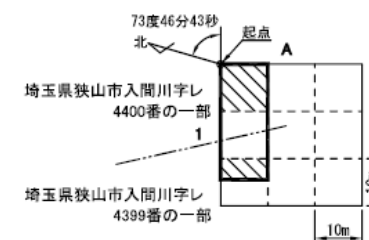
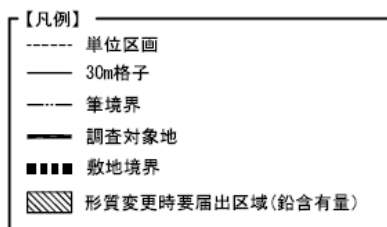
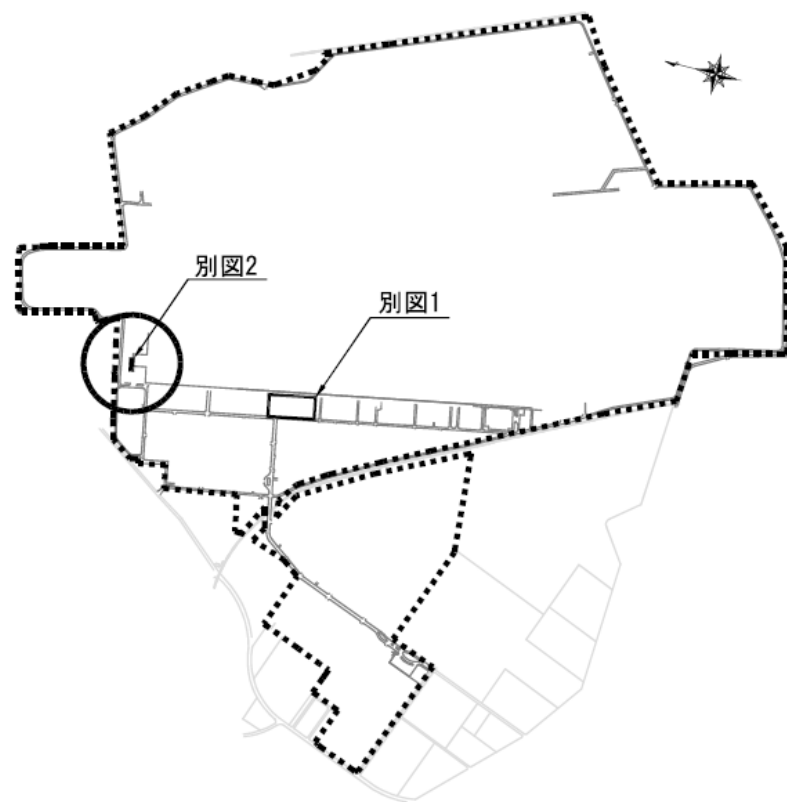
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図1



別図2



一【起点】

起点は、狹山市入間川字レ4400番の最北端とする。

—【格子の回転角度(73度46分43秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を支点として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示

埼玉県告示第八百九十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和七年埼玉県告示第八百九十四号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和七年十二月二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域

別図一（埼玉県狭山市入間川字タ四千三百二十八番の一部、四千三百三十番の一部及び字オ五千二百四十八番の一部）及び別図二（埼玉県狭山市入間川字レ四千三百九十九番の一部）のとおり

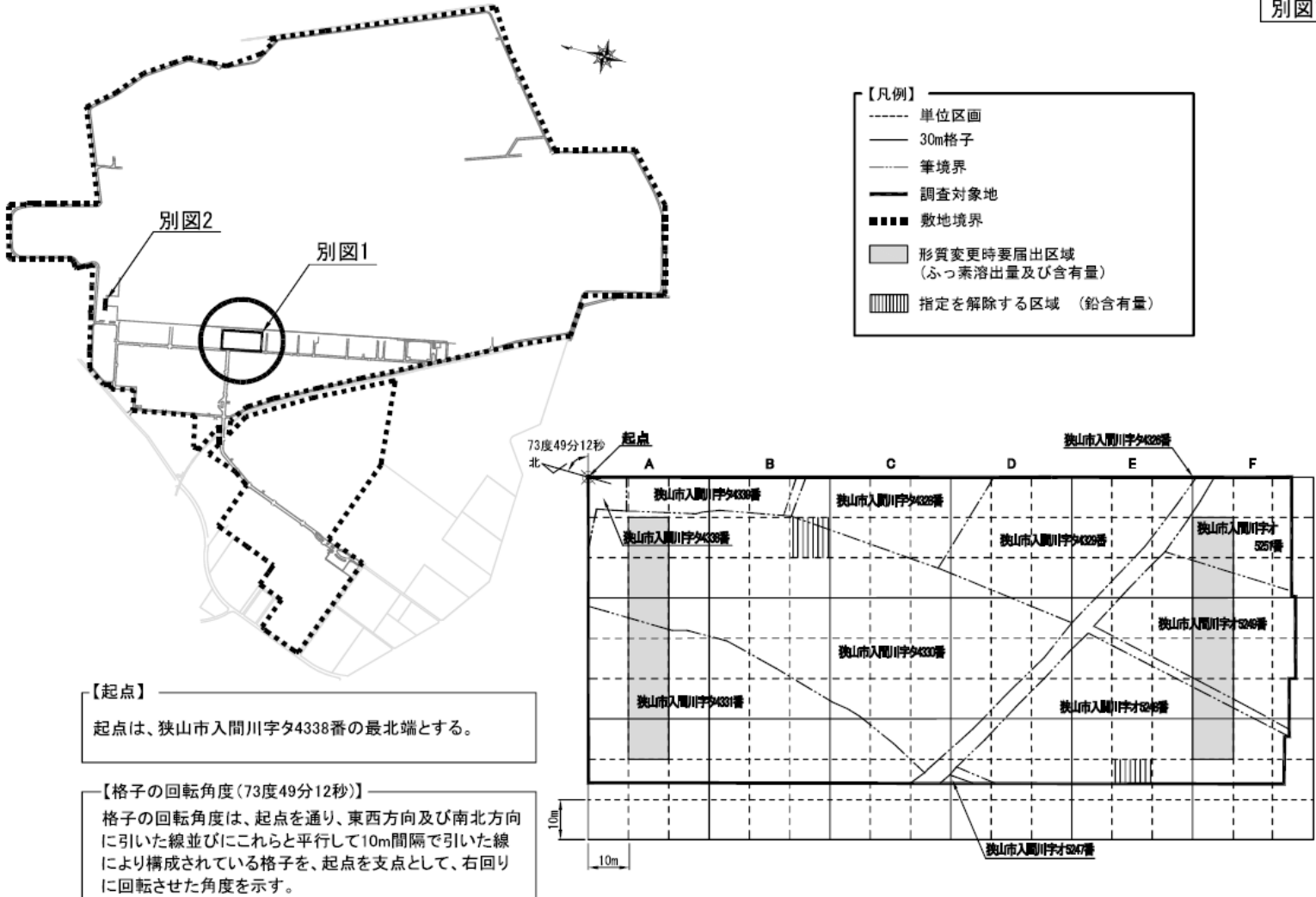
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

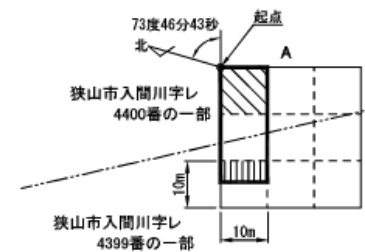
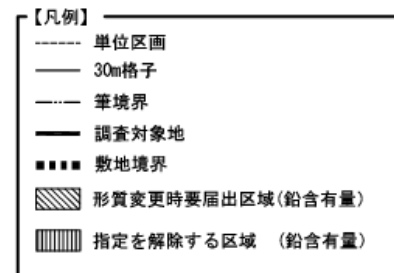
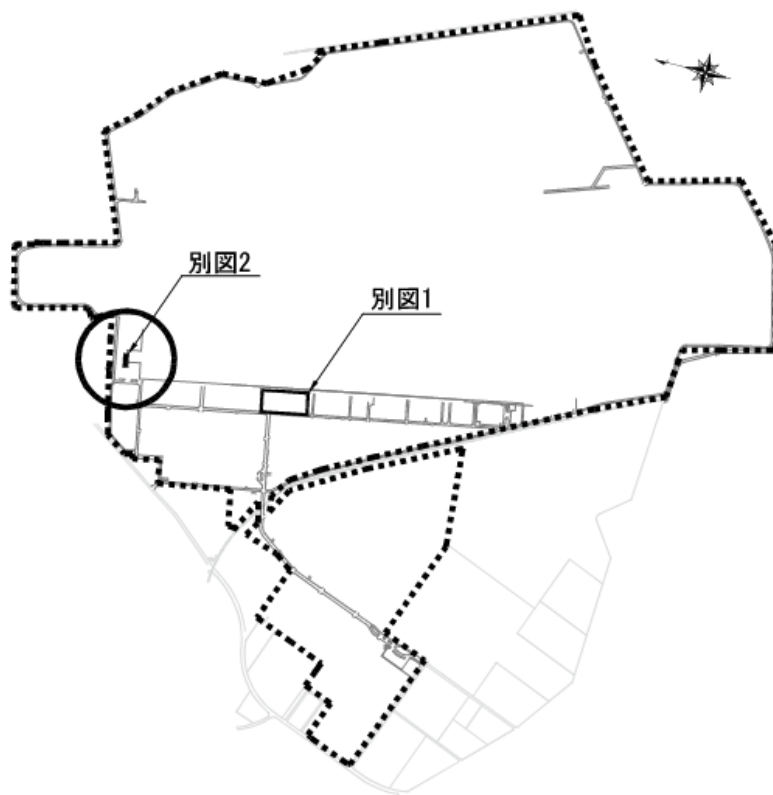
三 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去

別図1



別図2



【起点】
起点は、狭山市入間川字レ4400番の最北端とする。

【格子の回転角度(73度46分43秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を支点として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示

埼玉県告示第八百九十六号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第七条第一項の規定により、次の地域をふるさと緑の景観地として指定したいので、同条第三項の規定により公告する。

令和七年十二月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 ふるさと緑の景観地の名称及び当該景観地の区域の拡張に含まれる土地の区域

名 称	区 域
所沢市北中ふるさと緑の景観地	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘五丁目九四五番一

二 ふるさと緑の景観地の区域の拡張の案の縦覧期間
令和七年十二月二日から令和七年十二月十六日まで

三 ふるさと緑の景観地の区域の拡張の案の縦覧場所
埼玉県環境部みどり自然課
埼玉県西部環境管理事務所
所沢市環境クリーン部みどり自然課

告 示

埼玉県告示第八百九十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により公告する。

令和七年十二月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

杉戸町

二 事業施行期間

令和元年十二月六日から令和十一年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸三丁目の一部

四 土地区画整理事業の名称

杉戸町東武動物公園駅東口通り線沿道整備土地区画整理事業

五 事務所所在地

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目九番二十九号

六 施行認可の年月日

令和元年十二月六日

七 変更認可の年月日

令和七年十二月二日

告 示

埼玉県告示第八百九十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和七年十二月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 組合の名称

国道二百五十四号バイパスふじみ野地区土地区画整理組合

二 事業施行期間

令和三年三月三十日から令和八年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県ふじみ野市福岡字川通、字西角の各一部、福岡新田字北谷、字西川通、字谷中の各一部、谷田二丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県ふじみ野市福岡新田百二十二番四

五 設立認可の年月日

令和三年三月三十日

六 変更の内容

第五条中「百十六番二」を「百二十二番四」に変更する。
第十三条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に変更する。

七 変更認可の年月日

令和七年十二月二日

告 示

埼玉県告示第八百九十九号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和七年十二月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

商 号 又 は 名 称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
株式会社 フロンティアエステート	小 向 憲 久	埼玉県さいたま市南区白 幡四丁目十二番地二十五 ビケンビル一階
有限会社ファースト商事	安 部 文 生	埼玉県川越市清水町十七 番地四 滝上ビル一階

告 示

埼玉県告示第九百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十二月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

毛呂山・越生都市計画下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

毛呂山町大字小田谷の一部、鳩山町大字大豆戸及び小用の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県下水道局下水道事業課、埼玉県飯能県土整備事務所、埼玉県東松山県土整備事務所、毛呂山町まちづくり整備課、越生町まちづくり整備課、鳩山町まちづくり推進課及び毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合

四 縦覧期間

令和七年十二月二日から令和七年十二月十六日まで

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年十二月二日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

1 調達内容

(1) 調達案件名称及び数量

ア 調達案件名

利根川右岸流域下水道汚泥（脱水ケーキ・しき）収集運搬業務委託

イ 予定数量

（１）元荒川水循環センター	4 6 5 トン
（２）新河岸川水循環センター	4 , 2 9 7 トン
（３）荒川水循環センター	2 9 5 トン
（４）中川水循環センター	1 0 トン
予定数量合計	5 , 0 6 7 トン

(2) 調達案件の仕様

仕様書及び特記仕様書による。

(3) 履行期間

令和 8 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 3 1 日まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

小山川水循環センター（本庄市東五十子地内）から元荒川水循環センター（桶川市小針領家地内）、新河岸川水循環センター（和光市新倉 6 丁目地内）、荒川水循環センター（戸田市笹目 5 丁目地内）及び中川水循環センター（三郷市番匠免 3 丁目地内）までの間

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、入札書の提出及び入札に関する各種手続きを紙媒体でする場合においては、下記 6 により入札書及びその他関係書類の交付を受けること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成 22 年埼玉県流域下水道事業管理規程第 17 号。以下「財務規程」という。）第 168 条の規定に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者を除く。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成 22 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県下水道局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 22 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 埼玉県が発注する物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和 6 年埼玉県告示第 833 号）に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に 5 (1) の時点で登載され、業種区分が「建築物の管理に関する業務」で、「廃棄物処理業務」を行う者であること。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 14 条第 1 項に規定する許可を受けている者のうち、事業の範囲として、埼玉県から汚泥の産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者であること。
- (8) 廃棄物処理法第 14 条第 1 項の許可における汚泥を運搬できる車両（最大積載量 9 トン以上）を 2 台以上運行の用に供している者であること。
- (9) 令和 2 年 4 月 1 日から本件公告日までの間に、埼玉県内の下水処理場又は浄水場から発生する汚泥の収集運搬業務を、適法に履行した実績を有する者であること。

3 入札参加資格の確認方法

この入札に参加しようとする者は、一般競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）（様式 1）等を次の方法により提出の上、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請の提出

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

一般競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）（様式 1）を「埼玉県電子入札共同システム」により提出の上、下記(3)の書類を下記(4)の提出先に電子メール、持参又は郵送すること。

イ 紙媒体の入札参加資格確認申請書を郵送し、又は持参する場合

確認申請書（様式１）及び下記(3)の書類を下記(4)の提出先に電子メール、持参又は郵送すること。

(2) 入札参加資格の付与

上記２(6)に定める入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和７年１２月１０日（水）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目１５番１号 電話 048-830-5775（直通））へ送付すること。

(3) 提出書類

ア ２(7)の産業廃棄物収集運搬業許可を証明するもの

産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し。

イ ２(8)の産業廃棄物収集運搬車両の所有を証明するもの

上記アに係る車両について記載された直近の産業廃棄物収集運搬業許可申請書又は変更届出書の表紙及び車両に係る部分の写し。

なお、その部分において、自動車検査証の写しが添付されていない場合は自動車検査証の写しを、構造が不明瞭な場合は補足資料を添付すること。

ウ ２(9)の業務実績を証明するもの

該当する業務委託契約書の写し及び業務完成検査結果通知書等の履行を証明する書類の写し。

(4) 提出先

〒363-0007

埼玉県桶川市小針領家 939

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

電話 048-728-0016

mail n2910103@pref.saitama.lg.jp

(5) 提出受付期間

令和７年１２月 ２日（火）午前９時から

令和７年１２月１７日（水）午後１時まで（必着）

(6) 提出部数

１部

(7) 受付通知及び結果通知

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

(ア) 確認申請書受付票

確認申請書を受理した時は、「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請書受付票を発行する。

(イ) 入札参加資格の確認通知

令和 7 年 1 2 月 2 4 日（水）午後 1 時まで「埼玉県電子入札共同システム」により通知する。

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 確認申請書受付票

確認申請書を受理後、確認申請書受付票を確認申請書に記載の連絡先へ送付する。

(イ) 入札参加資格の確認通知

令和 7 年 1 2 月 2 4 日（水）午後 1 時に確認申請書に記載の連絡先へ送付する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関して質問がある場合は、「質問書」（様式 2）を次の方法により提出すること。

(1) 質問書の提出

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

質問書（様式 2）を「埼玉県電子入札共同システム」により提出すること。

イ 紙媒体による場合

質問書（様式 2）を電子メール、持参又は郵送すること。

(2) 受付期間

令和 7 年 1 2 月 2 日（火）午前 9 時から

令和 7 年 1 2 月 9 日（火）午後 1 時まで

(3) 質問に対する回答

入札参加資格者全員に共通な質問に対する回答は、令和 7 年 1 2 月 1 2 日（金）午後 1 時まで「埼玉県電子入札共同システム」及び埼玉県荒川左岸北部下水道事務所ホームページ上に掲載する。

（ホームページ URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/d1503/>）

入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、システムに掲載する質問に対する全ての回答内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。

5 入札書の提出方法及び開札場所等

入札書を提出する場合は、次の方法により提出すること。また、入札者は、

消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に入力し、又は記載すること。

なお、入札は総額で行うが、契約は単価契約であることに注意すること。

(1) 入札書の提出方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

「埼玉県電子入札共同システム」に、単価に予定数量を乗じた総額を記録すること。

イ 紙媒体による場合

封書の上、上記 3 (4) の場所に郵送（書留郵便）し、又は持参すること

(2) 入札金額内訳書

初度の入札書提出の際は、「入札金額内訳書」（様式 3）を入札書と同様の方法で提出すること。

(3) 入札書受付期間

令和 7 年 1 2 月 2 4 日（水）午後 1 時から

令和 8 年 1 月 1 6 日（金）午後 1 時まで

(4) 開札日時及び場所

ア 開札日時

令和 8 年 1 月 1 6 日（金）午後 2 時 3 0 分

イ 開札場所

埼玉県 荒川左岸北部下水道事務所

(5) 入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。辞退する場合、次の方法により辞退すること。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

「埼玉県電子入札共同システム」に、辞退の入力を行うこと。

イ 紙媒体による場合

上記 3 (4) の場所に入札参加辞退書（様式 4）を電子メール持参又は郵送すること

6 紙媒体の入札書等の交付方法

(1) 交付場所

〒363-0007 埼玉県桶川市小針領家 939

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

TEL：048-728-0016 FAX：048-728-0020

(2) 交付資料

- ・ 仕様書及び特記仕様書
- ・ 入札書
- ・ 一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）
- ・ 質問書（様式２）
- ・ 入札金額内訳書（様式３）
- ・ 入札辞退書（様式４）
- ・ 契約書案

7 入札保証金

入札者は、見積もった契約単価に１(1)に定める予定数量を乗じて得た金額に入札保証金の率（１００分の５以上）を乗じた額を納付するものとする。

ただし、財務規程第 171 条第 2 項の規定に該当する場合は免除する。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (3) 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (4) 不備な入札金額内訳書を提出した者がした入札
- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) やむを得ず紙入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

ア 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの

イ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

ウ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

エ ２以上の入札書を提出した者がしたものの、又は２以上の者の代理をした者がしたもの

- (8) その他公告に示す事項に反した者がした入札

9 最低制限価格

本案件については、最低制限価格を設定しない。

10 低入札価格調査制度の適用について

(1) 調査基準価格の設定

あり

(2) 失格基準価格の設定

あり

失格基準価格を下回る価格をもって入札を行ったものは、失格となる。

(3) 低入札価格調査の実施について

- ・ 低入札価格調査対象者は、低入札価格調査を実施した上で、落札者とするか否かを決定する。
- ・ 低価格入札者は、低入札価格調査に協力しなければならない。
- ・ 低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を令和 8 年 1 月 21 日（水）までに提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなされ失格となる。

1 1 落札者の決定方法

(1) 入札の結果、低入札価格調査対象者がいるときは、落札者の決定を保留する。

(2) 落札決定に当たっては、財務規程第 173 条の規定に基づいて定められた予定価格から消費税等相当額を除いた価格の範囲内で有効な入札を行った入札者のうち、最も低い価格の入札を行った者を落札者とする。ただし、低価格入札者がある時は、低入札価格調査を実施し、低入札第 1 順位者から順に、失格としない決定をした者が落札者となる。

なお、落札とすべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定する。

(3) 落札者がいない場合は、再度入札を行うものとする。

再度入札は 1 回とする。辞退する場合は、必ず上記 5 (5) ア又はイの方法により辞退届を提出すること。

なお、再度入札では、システムによる入札金額内訳書の提出ができないため、入札終了後、紙で「入札金額内訳書」を提出すること。

(4) 入札者が 1 者であっても、入札を執行する。

(5) 再度入札を行っても、なお落札者がいないときは、随意契約に移行する。

1 2 契約保証金

契約の相手方は、契約単価（税抜）に予定数量を乗じ、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額の合計に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。

ただし、財務規程第 153 条第 2 項の規定に該当する場合は免除する。

1 3 その他

システムの障害、天災が原因の停電等で入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期や入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる。

なお、入札・開札の延期や入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、埼玉県ホームページ等により、必要な事項を連絡する。

※ 入札執行日程

日程	内容
令和 7 年 1 2 月 9 日（火）午後 1 時	仕様書等に関する質問受付期限
令和 7 年 1 2 月 1 2 日（金）午後 1 時	仕様書等に関する質問への回答
令和 7 年 1 2 月 1 7 日（水）午後 1 時	確認申請書の提出期限
令和 7 年 1 2 月 2 4 日（水）午後 1 時	入札参加資格確認通知
令和 7 年 1 2 月 2 4 日（水）午後 1 時	入札書受付開始
令和 8 年 1 月 1 6 日（金）午後 1 時	入札書受付期限
令和 8 年 1 月 1 6 日（金）午後 2 時 3 0 分	開札

1 4 要約

(1) 調達案件名

利根川右岸流域下水道汚泥（脱水ケーキ・しさ）収集運搬業務委託

(2) 入札書受付期間

令和 7 年 1 2 月 2 4 日（水）午後 1 時から

令和 8 年 1 月 1 6 日（金）午後 1 時まで

(3) 問い合わせ先

〒363-0007 埼玉県桶川市小針領家 939

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

TEL：048-728-0016 FAX：048-728-0020

15 Summary

(1) Nature of Services Required

Collection and Transport of Dewatered Sludge Cake and Screenings from the Tone

River Ugan Regional Sewage System

(2) Submission Period for Bids

From 1:00 p.m.Wednesday , december 24, 2025 until 1:00 p.m. Friday, January 16,
2026

(3) Contact Information

General Affairs and Management Group

Arakawa Sagan Hokubu District Sewage Management Office

Saitama Prefectural Government

939 Kobariryoke, Okegawa-shi

Saitama-ken 363-0007 Japan

Phone: 048-728-0016

Fax: 048-728-0020